

旅客営業規則等の一部変更について

【改正施行日 令和5年7月16日】

改定箇所一覧（変更箇所抜粋）

（赤書き：変更追記 一重線：削除）

旅客営業規則

（用語の意義）

第3条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「社線」とは、社の経営する鉄道をいい、「他社線」とは、社と連絡運輸をする西日本旅客鉄道株式会社及びその他の鉄道・軌道をいう。
- （2）～（10）記載省略
- （11）「乗車券類印刷発行機」とは、普通乗車券自動発売機、定期券・~~特急券~~自動発売機、**特急券等自動発売機MT型**、特別急行券自動発売機、乗車券類発行機N型、普通乗車券発行機、乗車券製造機及び携帯型乗車券発行機等をいう。
- （12）記載省略

（通勤定期乗車券の発売）

第34条 当社線を常時、区間及び経路を同じくして乗車する旅客が、定期乗車券等購入申込書に必要事項を記入して提出した場合は、通勤定期乗車券を発売する。但し、**定期券自動発売機での発売および定期券WEB予約サービス（以下「予約サービス」という。）**を利用される場合は、**旅客による必要事項の入力をもって、同申込書の提出とみなし、発売する。**

2 定期乗車券等購入申込書の様式は、次のとおりとする。

（通学定期乗車券の発売）

第35条 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児が、当社線を通学するため、常時、区間及び経路を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書、又は第107条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を提出又は呈示して、かつ、定期乗車券等購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客の居住地最寄駅と在籍指定学校最寄駅との相互間について、通学定期乗車券を発売する。**但し、定期券自動発売機での発売および予約サービスを利用される場合は、旅客による必要事項の入力をもって、同申込書の提出とみなし、発売**

する。なお、予約サービスを利用される場合は、通学証明書等のアップロードをもって、同証明書等の提出又は呈示をしたものとみなす。

第2項～第5項 **記載省略**

(定期乗車券の発売制限)

第56条の3 規則第56条の規定にかかわらず、別表第3号に定める定期乗車券は発売しない。

別表3 定期乗車券の発売制限(第56条の3)

当社線内相互間(鶴橋～天王寺経由を含む)

発売範囲	発売することができない場合
当社線内相互間	<p>1. 以下の条件に該当するもの。</p> <p>(1) 発着駅が同じ駅となるもの。(0の字)</p> <p>(2) 発駅から着駅までの経路上(両端を除く)に発駅または着駅を含むもの。(6の字)</p> <p>2. 以下の条件のうち2つ以上に該当するもの。但し、(3)及び(4)の2つに該当するものは除く。</p> <p>(1) 徒歩連絡(安堂・柏原南口)</p> <p>(2) 徒歩連絡(堅下・柏原)</p> <p>(3) 徒歩連絡(王寺・新王寺)</p> <p>(4) 徒歩連絡(田原本・西田原本)</p> <p>3. 上記2(1)又は(2)を含み、かつ、以下の条件に該当するもの。</p> <p>(1) 「難波線」「奈良線」「京都線」「生駒線」「天理線」「橿原線」「けいはんな線」「生駒鋼索線」「信貴線」「西信貴鋼索線」「大阪線」「山田線」「鳥羽線」「志摩線」「名古屋線」「鈴鹿線」「湯の山線」のいずれかの駅(橿原神宮前駅を除く)が発着駅の両方となるもの。</p> <p>(2) 「南大阪線」「長野線」「御所線」「道明寺線」「吉野線」のいずれかの駅が発着駅の両方となるもの。</p>

(特別急行券変更)

第156条 旅客は、その所持する特別急行券に表示された列車出発時刻前に限り、これを発売する駅(定期券・特急券自動発売機でのみ発売する駅及び特急券自動発売機でのみ発売する駅を除く。)に差し出してあらかじめ係員の承諾を受け、申し出た時刻において発売できる他の特別急行券に1回に限り変更すること(これを「特別急行券変更」という。)ができる。この場合、手数料は収受しない。

第2項～第9項 **記載省略**

(旅行開始前の普通旅客運賃の払戻し)

第169条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が改札前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを次の各号に定める駅に差し出し、既に支払った普通旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券1枚につき180円を支払う。

(1) エンコード乗車券は発行駅（往復用として発行した乗車券で復片のみ払い戻す場合は復片の発駅）但し、第19条第1項第1号イの規定により発行した普通乗車券で、特別急行券と同時に払い戻す場合は特別急行券発売駅（~~定期券・特急券自動発売機でのみ発売する駅及び特急券自動発売機でのみ発売する駅を除く。~~）

(2) 前号以外の乗車券は最寄駅

2 前項の規定により払戻しの請求をした乗車券が往復乗車を条件とした割引乗車券であって、往片又は復片を使用している場合の払戻額は、前項の規定にかかわらず、既収の往復旅客運賃から既に使用した往片又は復片の券片に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

(参考) 旅行開始前の旅客運賃の払戻し 鉄道営業法第16条

(使用開始前の定期旅客運賃及び回数旅客運賃等の払戻し)

第170条 前条第1項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券、使用開始前の回数乗車券及び回数特別急行券（指定を受けていないもの）について準用する。但し、定期乗車券は当社が別に定める定期券等払戻取扱駅で取扱い、及び回数特別急行券の取扱駅は発売する駅で取扱うもの（~~定期券・特急券自動発売機でのみ発売する駅及び特急券自動発売機でのみ発売する駅を除く。~~）とし、手数料は、定期乗車券、回数乗車券及び回数特別急行券とも1枚（冊）につき220円とする。

(特別急行料金の払戻し)

第171条 旅客は、特別急行券が不要となった場合、その指定を受けた列車が乗車駅を出発する時刻までに、これを発売する駅（~~定期券・特急券自動発売機でのみ発売する駅及び特急券自動発売機でのみ発売する駅を除く。~~）に差し出したときは、既に支払った料金から1券片につき手数料220円を控除した残額の払戻しを請求することができる。但し、複数人用に1枚で発行した場合は、その取扱人員に対する手数料とする。

2 旅客は、第52条第2項、第3項、第53条の2第2項、第3項及び第53条の3第1項に該当する特別急行券を払い戻す場合は、全ての特別急行券を同時に差し出さなければならない。

(回数特別急行券の指定取消し)

第172条 旅客は、回数特別急行券(指定を受けたもの)が不要となった場合、その指定を受けた列車が乗車駅を出発する時刻までにこれを発売する駅(定期券・特急券自動発売機でのみ発売する駅及び特急券自動発売機でのみ発売する駅を除く。)に差し出したときは、1回に限り指定を取り消し当該券片は未使用として取り扱う。この場合、別に手数料を収受しない。

- 2 特別車両料金を収受して発行したものについては、特別車両料金を無手数料で払い戻して、回数特別急行券については、前項と同様の取扱いをする。
- 3 前各項の規定により指定を取り消した当該券片の有効期間は、原回数特別急行券の有効期間にかかわらず、指定を取り消した日から1か月とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、規則第156条に定める特別急行券変更の取扱を行った回数特別急行券については適用しない。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払戻し)

第175条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを定期券等払戻取扱駅発売する駅(定期券・特急券自動発売機でのみ発売する駅を除く。)に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、乗車券1枚につき220円を支払う。

- 2 前項の計算については、払戻請求の当日は経過日数に算入し、又、1か月未満の経過日数は1か月として計算する。
- 3 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。
 - (1) 使用経過月数が1か月又は3か月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
 - (2) 使用経過月数が2か月のときは、1か月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
 - (3) 使用経過月数が4か月のときは、3か月と1か月に相当する定期旅客運賃の合算額
 - (4) 使用経過月数が5か月のときは、3か月と1か月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(回数特別急行券使用開始後の特別急行料金の払戻し)

第175条の3 旅客は、回数特別急行券の使用を開始した後、その回数特別急行券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを発売す

る駅（~~定期券・特急券自動発売機でのみ発売する駅を除く。~~）に差し出して、既に支払った回数特別急行料金から、使用済券片数に相当する特別急行料金を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、回数特別急行券1冊につき220円を支払う。

- 2 前項において、不要となった回数特別急行券には、第156条の取扱いを行った効力を有する再指定後の回数特別急行券を含む。

IC乗車券利用規程

（障害再製）

第25条 ポストペイ機能をもつIC乗車券が毀損等によってIC乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、旅客が当該IC乗車券の発行者の指定する申込書を当社が別に定める駅窓口~~に~~提出したときは、当該IC乗車券の再製を行う。ただし、裏面に刻印されたカード番号が判読できないときは再製を行わない場合がある。

ICOCA乗車券取扱規程

（用語の意義）

第3条 この規程における主な用語の意義は、IC規程の定めるところによるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(11) 記載省略

(13) 「ICカード係員対応駅」とは、ICカードの再発行登録、再発行等を取扱う当社が別に定める駅をいう。ただし、「KIPS ICOCA」および「KIPS ICOCA 定期券」の紛失再発行登録は、KIPS コールセンターへの電話連絡により取扱う。

(14) 「定期券等払戻取扱駅」とは、小児用ICOCA、ICOCA定期乗車券の払戻し等を取扱う当社が別に定める駅をいう。

（小児用ICOCAの発売方法）

第15条 第5条のICOCA乗車券のうち、小児用ICOCAは当該旅客が12歳となる年度の3月31日までの間使用することができるIC乗車券により発売する。

- 2 旅客は、小児用ICOCAの購入に際して、氏名、生年月日、性別およびその他の必要事項を別表3に定める「こどもICOCA購入申込書」に記載のうえ提出し、かつ公的証明書等の提示により、「こどもICOCA購入申込書」に記載した氏名、生年月日を証明しなければならない。

- 3 旅客は、小児用ICOCAに登録した氏名等の変更が必要となった場合は、当該小児用ICOCAを当社が別に定める定期乗車券発売駅（以下「~~駅窓口~~」とい

~~う。~~ IC カード係員対応駅に差し出して、氏名等の変更を申し出なければならない。この場合、別表4に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該小児用 ICOCA の記名人本人または代理人であることを証明しなければならない。

(小児用 ICOCA の再印字および再交付)

第16条 小児用 ICOCA は、その券面表示事項が不明となった場合は、使用することができない。

2. 券面表示事項が不明となった小児用 ICOCA は、当社が別に定める駅窓口 IC カード係員対応駅において、券面表示事項の再印字を請求することができる。
3. 前項の再印字を行ったにもかかわらず券面表示事項が不明となっている場合には、当社が別に定める駅窓口 IC カード係員対応駅において、当該小児用 ICOCA と引換えに再交付の取扱いを行うことができる。

この場合、旅客は、別表4に定める申込書を提出しなければならない。

(小児用 ICOCA の紛失再発行)

第17条 小児用 ICOCA を記名人が紛失した場合で、別表4に定める申込書を当社が別に定める IC カード係員対応駅駅窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した小児用 ICOCA に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から14日以内に IC カード係員対応駅（窓口営業時間内に限る。）で再発行を行う。

(1)～(4) 記載省略

第2項、第3項 記載省略

4. 第1項および第2項の取扱いを行った後に、紛失した小児用 ICOCA を発見した場合、旅客は、これを当社が別に定める駅窓口 IC カード係員対応駅に差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客は、発見した小児用 ICOCA とともに別表4に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、記名人本人または代理人であることを証明しなければならない。

(障害再発行)

第19条 ICOCA または小児用 ICOCA の破損等によって ICOCA 乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となったとき、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別表4に定める申込書を当社が別に定める駅窓口 IC カード係員対応駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 ICOCA または当該小児用 ICOCA に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から14日以内に IC カード係員対応駅で再発行を行う。当該 ICOCA または当該小児用 ICOCA の再発行を行う。この場合、~~当該 ICOCA または当該小児用 ICOCA に対して再発行登録を行うことにより使用~~

~~停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から14日以内（窓口営業時間内に限る。）に再発行を行う。~~

- (1) 裏面に刻印したカード番号が判別できること。
- (2) 再発行を行うときに、再発行登録票と当該 ICOCA または当該小児用 ICOCA を提出できること。

2. 前項の規定により取り扱う場合は、手数料およびデポジットは収受しない。

(払戻し)

第20条 旅客は、ICOCA または小児用 ICOCA が不要となった場合、これを当社が別に定める駅窓口~~定期券等払戻取扱駅~~に差し出したときは、当該カードの SF 金額の残額（以下「SF 残額」という。）（10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。）の払戻しを請求することができる。この場合、手数料として ICOCA または小児用 ICOCA 1 枚につき 220 円を支払うものとする。ただし、小児用 ICOCA を所持する旅客が 12 歳となる年度の 3 月 31 日を超え、小児用 ICOCA を使用することができなくなったことにより、SF 残額の払戻しをする場合は、手数料を収受しない。

第2項～第5項 記載省略

(ICOCA 定期券への変更)

第21条 旅客は、定期券機能が必要となった場合は、当社が別に定める駅窓口において、ICOCA または小児用 ICOCA の SF 残額およびデポジットを引き継いで ICOCA 定期券への変更の申し出をすることができる。ただし、記念 ICOCA (JR 西日本が発売する特別デザインの ICOCA または小児用 ICOCA) にあっては、この申し出をすることができない。

2. 前項の申し出があったときは第22条の規定に準じて当該 ICOCA または当該小児用 ICOCA に定期券の機能を搭載することにより、ICOCA 定期券に変更することができる。

3. 旅客は、~~駅窓口で~~ICOCA定期券に変更する場合には、氏名、生年月日、性別およびその他の事項を規則第34条に定める定期乗車券購入申込書（以下「定期券購入申込書」という。）に記入して提出しなければならない。

(ICOCA 定期券の発売方法)

第22条 旅客から ICOCA 定期券購入の申し出があった場合、規則第34条に定める通勤定期券または同第35条に定める通学定期券を搭載した ICOCA 定期券を発売する。なお、小児用の ICOCA 定期券購入の申し出があったときは、当該小児が 12 歳となる年度の 3 月 31 日までの間使用することができる IC 乗車券により、ICOCA 定期券（小児用）を発売する。

2. 旅客は、ICOCA定期券の購入に際して、氏名、生年月日、性別およびその他

の必要事項を定期券等購入申込書に記載して提出しなければならない。また、購入する定期券が小児用である場合は、定期券等購入申込書の提出に 加えて、公的証明書等の提示により、定期券等購入申込書に記載した氏名、生年月日を証明しなければならない。

3. 旅客は、ICOCA 定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、当該 ICOCA 定期券を当社が別に定める駅窓口 IC カード係員対応駅に差し出して、氏名等の変更を申し出なければならない。この場合、別表 4 に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該 ICOCA 定期券の記名人本人 (ICOCA 定期券 (小児用) にあっては、記名人本人または代理人) であることを証明しなければならない。
4. 前項の変更となる ICOCA 定期券は、当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できるものに限る。
5. 第 1 項の規定により、通学定期券を搭載した ICOCA 定期券を発売する場合、第 2 項の提出書類の他、規則第 35 条に定める通学証明書等を提出しなければならない。

(発行替えの取扱方)

第 25 条 磁気定期券等を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内 (通用期間前を含む。) に、同一の種類、区間および経路の ICOCA 定期券への変更の申し出があった場合には、デポジットを収受のうえ、当該磁気定期券等と引換えに当社が別に定める駅窓口 IC カード係員対応駅において、発行替えの取扱いを行うことができる。

第 2 項、第 3 項 記載省略

4. ICOCA 定期券を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内 (通用期間前を含む。) に、同一の種類、区間および経路の磁気定期券等への発行替えの申し出があった場合は、次の各号の条件を満たし、かつ事情やむをえないときに限り、当社が別に定める駅窓口 IC カード係員対応駅において、磁気定期券等への発行替えの取扱いを行うことができる。ただし、磁気定期券等で発売していない区間および経路への発行替えは取扱うことができない。

(1)～(3) 記載省略

第 5 項、第 6 項 記載省略

(再印字および再交付)

第 26 条 ICOCA 定期券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

2. 券面表示事項が不明となった ICOCA 定期券は、当社が別に定める駅窓口 IC カード係員対応駅において、券面表示事項の再印字を請求することができる。

3. 前項の再印字を行ったにもかかわらず券面表示事項が不明となっている場合には、当社が別に定める駅窓口ICカード係員対応駅において、当該ICOCA定期券と引換えに再交付の取扱いを行うことができる。この場合、旅客は、別表4に定める申込書を提出しなければならない。

4. 第2項の再印字および前項の再交付を行うことのできるICOCA定期券は、当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できるものに限る。

(紛失再発行)

第28条 ICOCA定期券を記名人が紛失した場合で、別表4に定める申込書をICカード係員対応駅当社が別に定める駅窓口~~に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失したICOCA定期券(SF残額がある場合は当該SF残額を含む。)に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から14日以内にICカード係員対応駅で再発行を行う。~~(窓口営業時間内に限る。)再発行を行う。

(1)～(5) 記載省略

第2項、第3項 記載省略²

4. 第1項および第2項の取扱いを行った後に、紛失したICOCA定期券を発見した場合、旅客は、これを当社が別に定める駅窓口ICカード係員対応駅に差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客は、発見したICOCA定期券とともに別表4に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、記名人本人(ICOCA定期券(小児用)の場合は記名人本人または代理人)であることを証明しなければならない。

(障害再発行)

第30条 ICOCA定期券の破損等によってICOCA定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となったとき、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別表4に定める申込書を当社が別に定めるICカード係員対応駅~~駅窓口~~に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該ICOCA定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票(定期券の通用期間前および通用期間中の場合は再発行登録票兼特別乗車証)を発行し、その翌日から14日以内にICカード係員対応駅で再発行を行う。~~(窓口営業時間内に限る。)再発行を行うものとする。~~

(1)～(3) 記載省略

第2項 記載省略

(払戻し)

第31条 旅客は、ICOCA定期券が不要となった場合、またはICOCA定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、これを当社が別に定める駅窓口**定期券等払戻取扱駅**に差し出したときに、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを請求することができる。

(1)～(4) **記載省略**

第2項～第6項 **記載省略**

(KIPS ICOCAの氏名等の変更)

第34条 旅客は、KIPS ICOCAまたはKIPS ICOCA定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、当該KIPS ICOCAまたはKIPS ICOCA定期券を当社が別に定める駅窓口**ICカード係員対応駅**に差し出して、氏名等の変更を申し出なければならない。この場合、別表6に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該KIPS ICOCAまたはKIPS ICOCA定期券の記名人本人であることを証明しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、住所その他の近鉄グループHDが定める項目の変更については、「KIPS Web サービス」での変更申込みにより届け出ることができる。

(KIPS ICOCA定期券への変更)

第35条 旅客は、定期券機能が必要となった場合は、当社が別に定める駅において、~~KIPS ICOCAのSF残額およびデポジットを引き継いでKIPS ICOCA定期券への変更の申し出をすることができる。~~

2. 前項の申し出があったときは当該KIPS ICOCAに定期券の機能を搭載することにより、KIPS ICOCA定期券に変更することができる。この場合の定期券は、規則第34条に定める通勤定期券または同第35条に定める通学定期券とする。

3. 旅客は、~~駅窓口~~でKIPS ICOCA定期券に変更する場合には、氏名、生年月日、性別およびその他の事項を定期券等購入申込書に記入して提出しなければならない。

4. 第2項の規定により、通学定期券を搭載したKIPS ICOCA定期券へ変更する場合、~~駅窓口において、前項の提出書類の他、規則第35条に定める通学証明書等を提出しなければならない。~~

(KIPS ICOCA定期券の発売方法)

第36条 旅客からKIPS ICOCA定期券購入の申し出があった場合、規則第34条に定める通勤定期券または同第35条に定める通学定期券を搭載したKIPS ICOCA定期券を発売する。

2. 旅客は、KIPS ICOCA定期券の購入に際して、氏名、生年月日、性別およびそ

の他の必要事項を定期券等購入申込書に記載して提出しなければならない。

3. 第1項の規定により、通学定期券を搭載したKIPS ICOCA定期券を発売する場合、前項の提出書類の他、規則第35条に定める通学証明書等を提出しなければならない。

(発行替えの取扱方)

第39条 磁気定期券等を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内（通用期間前を含む。）に、同一の種類、区間および経路のKIPS ICOCA定期券への変更の申し出があった場合であって、旅客が既に所持する券面表示の通用期間満了後のKIPS ICOCA定期券を提出したときは、原KIPS ICOCA定期券を使用して、当該磁気定期券等と引換えに当社が別に定める駅—ICカード係員対応駅において、KIPSICOCA定期券に発行替えすることができる。この場合、デポジットを収受しない。

2. 前項の申し出があった場合であって、旅客が既に所持するKIPS ICOCAを提出したときは、第35条第1項の取扱いを準用してKIPS ICOCAをKIPS ICOCA定期券に変更し、当該磁気定期券等をKIPS ICOCA定期券に発行替えすることができる。この場合、デポジットを収受しない。
3. KIPS ICOCA定期券を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内（通用期間前を含む。）に、同一の種類、区間および経路の磁気定期券等への発行替えの申し出があった場合は、次の各号の条件を満たし、かつ事情やむをえないときに限り、当社が別に定める駅窓口—ICカード係員対応駅において、磁気定期券等への発行替えの取扱いを行うことができる。ただし、磁気定期券等で発売していない区間および経路への発行替えは取扱うことができない。

(1)～(2) 記載省略

第4項～第6項 記載省略

(KIPS ICOCA および KIPS ICOCA 定期券の再印字および再交付)

第40条 KIPS ICOCA および KIPS ICOCA 定期券は、その券面表示事項が不明となった場合は、使用することができない。

2. 券面表示事項が不明となったKIPS ICOCAまたはKIPS ICOCA定期券は、当社が別に定める駅窓口—ICカード係員対応駅において、券面表示事項の再印字を請求することができる。
3. 前項の再印字を行ったにもかかわらず券面表示事項が不明となっている場合には、当社が別に定める駅窓口—ICカード係員対応駅において、当該KIPS ICOCAまたはKIPS ICOCA定期券と引換えに再交付の取扱いを行うことができる。この場合、旅客は、別表6に定める申込書を提出しなければならない。

(KIPS ICOCA および KIPS ICOCA 定期券の紛失再発行)

第 42 条 KIPS ICOCA または KIPS ICOCA 定期券を記名人が紛失した場合で、KIPS コールセンターへの電話連絡により紛失の届出を行ったときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した KIPS ICOCA または KIPS ICOCA 定期券 (KIPS ICOCA 定期券の SF 残額がある場合は当該 SF 残額を含む。) に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、受付番号を旅客に伝え、その翌日から 14 日以内に **IC カード係員対応駅で再発行を行う。**~~(窓口営業時間内に限る。)~~
~~当社が別に定める駅窓口において再発行を行う。~~

(1)～(3) 記載省略

第 2 項、第 3 項 記載省略

4. 第 1 項および第 2 項の取扱いを行った後に、紛失した KIPS ICOCA または KIPS ICOCA 定期券を発見した場合、旅客は、これを当社が別に定める駅窓口 **IC カード係員対応駅** に差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客は、発見した KIPS ICOCA または KIPS ICOCA 定期券とともに別表 6 に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、記名人本人であることを証明しなければならない。

(KIPS ICOCA および KIPS ICOCA 定期券の障害再発行)

第 44 条 KIPS ICOCA または KIPS ICOCA 定期券の破損等によって KIPS ICOCA または KIPS ICOCA 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となったとき、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別表 6 に定める申込書を当社が別に定める **IC カード係員対応駅** 駅窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 KIPS ICOCA または KIPS ICOCA 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票 (KIPS ICOCA 定期券の場合で、かつ定期券の通用期間前および通用期間中のときは再発行登録票兼特別乗車証) を発行し、その翌日から 14 日以内 **IC カード係員対応駅で再発行を行う。**~~(窓口営業時間内に限る。)~~ に再発行を行うものとする。

(1)～(2) 記載省略

第 2 項 記載省略

(払戻し)

第 45 条 旅客は、KIPS ICOCA または KIPS ICOCA 定期券が不要となった場合、または KIPS ICOCA 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、これを当社が別に定める駅窓口 **定期券等払戻取扱駅** に差し出したときに、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを請求することができる。

(1)～(2) 記載省略

第 2 項～第 7 項 記載省略

別表1 ICoca 定期券の発売範囲 (第5条)

1. 当社 IC 区間内相互

発売範囲	発売することができない場合
当社 IC 区間内相互間	<p>1. 発駅または着駅が生駒鋼索線の駅となるもの。</p> <p>1. 以下の条件に該当するもの。</p> <p>(1) 発着駅が同じ駅となるもの。(0の字)</p> <p>(2) 発駅から着駅までの経路上(両端を除く)に発駅または着駅を含むもの。(6の字)</p> <p>2. 以下の条件のうち2つ以上に該当するもの。</p> <p>(1) 徒歩連絡(安堂・柏原南口)</p> <p>(2) 徒歩連絡(堅下・柏原)</p> <p>(3) 徒歩連絡(王寺・新王寺)</p> <p>(4) 徒歩連絡(田原本・西田原本)</p> <p>(5) 発着駅が同じ駅となるもの。(0の字)</p> <p>(6) 発駅から着駅までの経路上(両端を除く)に発駅または着駅を含むもの。(6の字)</p> <p>3. 上記の他、以下の経路のもの。</p> <p>(1) - 1 上記2(1)または(2)を含み、かつ、以下の条件に該当するもの。</p> <p>・「けいはんな線」「生駒線」「京都線」「橿原線」「天理線」「南大阪線(浮孔以東)」「吉野線」および耳成以東のいずれかの駅(生駒駅・大和西大寺駅・大和八木駅を除く)が発駅または着駅となるもの。</p> <p>(1) - 2 上記2(1)または(2)を含み、かつ、以下の条件に該当するもの。</p> <p>①「難波線」「奈良線」「信貴線」「西信貴鋼索線」「大阪線(大和八木以西)」のいずれかの駅が発着駅の両方となるもの。</p> <p>②「南大阪線(高田市以西)」「長野線」「御所線」「道明寺線」のいずれかの駅が発着駅の両方となるもの。</p> <p>(2) 上記(3)を含むもので、かつ、以下の条件に該当するもの。</p> <p>・「橿原線」「天理線」「南大阪線」「長野線」「御所線」「道明寺線」「吉野線」および耳成以東のいずれかの駅(大和西大寺駅・大和八木駅を除く)が発駅または着駅となるもの。</p> <p>(3) 上記(4)を含むもので、かつ、以下の条件に該当するもの。</p>

	<p>・「けいはんな線」「生駒線」のいずれかの駅（生駒駅を除く）が発駅または着駅となるもの。</p>
--	--

2. 他社との連絡運輸区域

連絡会社	接続駅	発売範囲	発売範囲の内、発売することができない場合
西日本旅客鉄道	鶴橋 天王寺 柏原 王寺 桜井 京都 吉野口	連絡運輸取扱要項に定める範囲（発駅から着駅までの経路上にICエリア外の駅を含むものを除く。）	
	鶴橋－天王寺	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・「伊賀上津以東の駅」「畝傍御陵前駅」「吉野線（橿原神宮前駅を除く）」のいずれかの駅が発駅または着駅となるもの。 ・発駅または着駅の一方が以下のA、他方がBに掲げる駅となるもの。 <ul style="list-style-type: none"> (A) 「大阪線（築山以東）」「けいはんな線（新石切以西）」 「生駒線（元山山口以南）」 「京都線」「橿原線」「天理線」のいずれかの駅（大和西大寺駅を除く）。 (B) 「南大阪線（駒ヶ谷以東）」 「御所線」のいずれかの駅 ・発着駅が同じ駅となるもの。（Oの字） ・発駅から着駅までの経路上（両端を除く）に発駅または着駅を含むもの。（Gの字） ・徒歩連絡（安堂・柏原南口、堅下・柏原、）を含むもの。

京阪電気鉄道	丹波橋	連絡運輸取扱要項に定める範囲	
	鶴橋－京橋	〃	
阪神電気鉄道	大阪難波	連絡運輸取扱要項に定める範囲	
東海旅客鉄道	近鉄名古屋 桑名	連絡運輸取扱要項に定める範囲	
南海電気鉄道	大阪難波 河内長野	連絡運輸取扱要項に定める範囲	
名古屋鉄道	近鉄名古屋	連絡運輸取扱要項に定める範囲	
京都市交通局	竹田	連絡運輸取扱要項に定める範囲	大阪線(俊徳道～真菅間)を除き、竹田までの経路が最短とならないもの。
大阪市高速電気軌道	大阪阿部野橋 長田 大阪難波 近鉄日本橋 大阪上本町	連絡運輸取扱要項に定める範囲	

別表2 ~~ICOCA乗車券の発売箇所(第5条)~~ ~~削除~~

ICOCA乗車券の種類	発売箇所
ICOCA	定期乗車券発売窓口、定期券・特急券自動発売機
小児用ICOCA	定期乗車券発売窓口
ICOCA定期券(大人用)	定期乗車券発売窓口、定期券・特急券自動発売機
ICOCA定期券(小児用)	定期乗車券発売窓口、定期券・特急券自動発売機
KIPS-ICOCA定期券(大人用)	定期乗車券発売窓口、定期券・特急券自動発売機 (注)旅客が既に所持するKIPS-ICOCAを用いた定期券の発売のみ取り扱う。

~~※定期乗車券発売窓口および定期券・特急券自動発売機とは、旅客営業規則に定めるものをいう。~~

以上